

〔二九四〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。
令和七年七月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

所在地及び地番		地目	面積（平方メートル）
吉備中央町黒土四四一番四		田	六二一

- 二 申請に係る農地の利用の現況
農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。
- 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年九月一日	権利の始期から令和十二年八月三十一日まで	三、一〇五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

- 五 意見書の提出
- 申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和七年七月十五日（火）
- 2 提出先
岡山県農林水産部農村振興課
- 3 記載事項
- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項